様式第１号（第２－２－(1)関係）

計 画 等 の 案 の 概 要

<table>
<tr><td>名　　称</td><td colspan="3">静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正</td></tr>
<tr><td>公表するもの</td><td colspan="3">静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正（案）の概要</td></tr>
<tr><td rowspan="2">県民意見の募集</td><td>有</td><td rowspan="2">有の場合はその募集期間</td><td rowspan="2">令和８年10月29日(木) ～ 令和８年11月30日(月)</td></tr>
<tr><td>無</td></tr>
<tr><td>担当課等名</td><td colspan="3">静岡県教育委員会　社会教育課　青少年育成班　電話番号　054-221-3703</td></tr>
<tr><td>総合計画における位置づけ</td><td colspan="3">Ⅱ－１　こども・教育
Ⅱ－１-3　教育環境の充実
（１）　地域で取り組む教育の推進</td></tr>
<tr><td>審議会等の名称</td><td colspan="3">―</td></tr>
</table>

１　趣旨

青少年教育施設は、団体宿泊訓練または野外活動その他の自然に親しむ活動を通じて、青少年の健全育成その他社会教育の振興に寄与することを目的として設置されています。

静岡県においては、県立の青少年教育施設を４施設設置しておりましたが、施設の老朽化や利用者数の大幅な減少等施設をとりまく環境が変化したことに伴い、静岡県立青少年教育施設の運営体制を見直すこととしました。

現在静岡県立観音山少年自然の家の利用を計画している小中学校等への影響を考慮し、令和９年11月末日をもって利用者の受入れを停止の上、令和10年４月１日から静岡県立観音山少年自然の家を廃止します。

２　骨子

（１）改正内容

静岡県立観音山少年自然の家を廃止する。

（２）施行時期

令和10年４月１日

（利用者の受入れは令和９年11月末日をもって停止）